## さいたま市告示第1687号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路を廃止したので、 さいたま市建築基準法施行細則(平成13年規則第215号)第13条第2項の規定により、次のと おり告示する。

令和7年11月 5日

さいたま市長 清 水 勇 人

## 1 道路廃止の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市南区南本町一丁目3番7の一部
- (2) 指定の年月日 昭和44年7月7日
- (3) 指定の番号 第480号
- (4) 廃止の年月日 令和7年11月 5日
- (5) 廃止の番号 第南廃25-004号
- (6) 道路の幅員 4.00m
- (7) 道路の延長 18.60m